

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- (1) 「『平成 24 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 公共工事における総合評価方式の運用について・・・・・・・・・・ 3
- (3) 港湾改修工事の不適正事案について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- (4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・・・・・・ 4 3
- (5) 県営都市公園に係る指定管理候補者の選定状況について・・・・・・ 9 1
- (6) 鳥羽河内ダム建設事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 7
- (7) 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 1

平成 2 4 年 1 0 月 3 日

県 土 整 備 部

「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

防災県土整備企業常任委員会

行政運営	名称	主担当部局名	委員会意見	回答
8	公共事業推進の支援	県土整備部	<p>公共事業の公正性を確保するため、建設工事において総合評価方式が導入されている。その評価項目で、地域・社会貢献の取組などが対象であることを、さらに積極的に情報発信し、総合評価の客観性・公平性の確保に取り組んでいただきたい。</p>	<p>公共工事の入札に導入している総合評価方式においては、地域での美化ボランティア活動や、災害協定にもとづく訓練への参加実績、男女共同参画や障がい者雇用の取組等の地域・社会貢献に関する事項を評価項目として設定し、その実績等に応じて評価を行っています。</p> <p>これらの評価項目については、公共工事の入札公告時に個々の発注案件ごとに、その項目及び基準をホームページ等で公開して周知を図っています。</p> <p>また、総合評価にかかる制度を改正する場合には、説明会を開催するとともに、ホームページ等での周知に努めているところです。</p> <p>今後は、地域・社会貢献の取組などが評価対象であることを周知させるチラシを作成し、広く配布するなど、さらに積極的に情報発信していくことで、総合評価の客観性、公平性の確保に努めてまいります。</p>

公共工事における総合評価方式の運用について

1 総合評価方式導入の目的

公共投資の減少に伴い価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増することにより、公共工事の品質低下が懸念される状況を招いていたことから、公共工事の品質を確保するため、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が制定され、「価格と品質が総合的に優れた調達」を進めていくことになりました。

三重県においても同様の状況にあったことから、「価格と品質が総合的に優れた調達」を進めるため、「総合評価方式」の試行拡大に取り組んでいます。

2 総合評価方式とは

(1) 総合評価方式の種類

三重県の総合評価方式においては、次の4つの方式を設け、工事の種類、内容及び予定価格等に応じて適用しています。

	適用区分	工事種類・内容・予定価格	評価項目
簡易型Ⅰ 総合評価	技術的な工夫の余地が 小さい工事	土木一式工事 5～7千万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域要件 企業要件 技術者要件 （原則として技術力 要件は求めない）
簡易型 総合評価		土木一式工事 7千万円以上 建築工事 1億円以上 舗装・橋梁上部・ 法面処理工事 3千万円以上 その他の工事 7千万円以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域要件 企業要件 技術者要件 技術力要件
標準型 総合評価	技術的な工夫の余地が 大きく、簡易型より高度 な技術提案を要する 工事	工事の内容や金額に応じて適用 を検討する	<ul style="list-style-type: none"> 地域要件 企業要件 技術者要件 技術力要件
高度技術 提案型 総合評価	技術的な工夫の余地が 大きく、高度な技術や優 れた工夫を含む技術提 案を求める工事	工事の内容に応じて適用を検討 する	<ul style="list-style-type: none"> 企業要件 技術者要件 技術力要件

※ 上記以外については、価格競争で実施

※ 政府調達（WTO）対象工事については地域要件を求めない

なお、平成23年度から、すべての総合評価方式において、低入札者に対して契約の履行に必要な施工体制の確保を確認する「施工体制確認型総合評価方式」を導入しています。この「施工体制確認型総合評価方式」は、ダンピング対策としても有効に機能していると考えています。

(2) 落札業者の選定方法

①評価項目（表－1参照）

簡易型総合評価方式では、原則として次の項目について評価を行っています。

- ・地域要件：入札参加企業の本店や支店等の「所在地」
- ・企業要件：入札参加企業の「地域貢献度」（災害協定の評価、公共施設美化活動実績等）、「社会貢献度」（次世代育成支援活動実績、障がい者雇用実績等）等
- ・技術者要件：配置予定技術者の「工事实績」等
- ・技術力要件：品質向上、周辺環境への配慮等、工事特性に応じて設定したテーマに対する「技術提案」

②落札業者の選定方法（表－2参照）

落札業者の選定にあたっては、標準点（1,000点）と評価項目毎に入札参加者の要件及び提案内容等に応じて付与する点数（加算点）の合計を入札価格で除した「評価値」の最も高い者を落札業者とします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点(1,000点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

3 総合評価方式の実施状況（建設工事）

年度		工事 全体 件数	総合 評価 件数	簡易型Ⅰ	簡易型	標準型	高度技術 提案型
H. 21	件数	1,882	328	43	280	5	0
	割合	—	17.4%	13.1%	85.4%	1.5%	—
H. 22	件数	1,774	337	55	278	4	0
	割合	—	19.0%	16.3%	82.5%	1.2%	—
H. 23	件数	1,901	274	48	222	3	1
	割合	—	14.4%	17.5%	81.0%	1.1%	0.4%
H. 24	件数	440	99	24	75	0	0
	8.31現在 割合	—	22.5%	24.2%	75.8%	—	—

4 課題及び対応状況

(1) 受発注者の負担軽減

総合評価方式は、価格と品質が総合的に優れた調達を実現する入札方式であることから、入札参加者に技術提案を求めています。しかし、その技術提案については、受発注者にとって、資料の作成や審査などの負担が大きくなっているという課題があります。

このため平成21年度から、土木一式工事の5千万円から7千万円の工事において、地域要件、企業要件及び技術者要件の工事实績の評価に重点を置き、技術力要件を原則として省略した評価方式である「簡易型Ⅰ」を導入しました。

また、平成23年度から、技術力要件で求める技術提案の項目を1テーマにつき最大5項目までとし、工事の特性と、発注者が重要と考える観点を具体的に明示することで、提案の範囲や提案項目数が過度なものにならないようにし、入札参加者の負担軽減等を図りました。

(2) 地域・社会貢献度の評価項目

総合評価方式の評価項目として、企業要件において、地域貢献度、社会貢献度を設けていますが、入札参加者からは、その中の「公共施設美化活動実績」、「男女共同参画活動実績」及び「障がい者雇用実績」などの項目は、工事の品質確保に直接結びつかないので不要ではないか、また「ISO認証取得」の継続や「障がい者雇用実績」など、経費を要する項目が評価対象となっているため、経営の負担となっているなどの意見があります。

三重県では建設企業の社会貢献を促し、建設産業のイメージアップを図るとともに地域に貢献する建設企業を育成する観点から、総合評価方式で地域貢献度や社会貢献度などを評価していくことは重要と考えています。これまでの取組の結果、それらに取り組む企業は年々増えてきており、評価項目への採用の効果が表れています。

これらの項目については、引き続き評価をしていくこととしていますが、入札参加者の過度な負担とならないよう、試行結果を検証し見直しを行っていきます。

(3) 地域貢献度の雪氷対策・小規模業務委託

地域貢献度の評価項目として、「雪氷対策元請実績」や「小規模業務委託元請実績」を設けていますが、それらは、企業が業務として受注し対価を得ているものであり、その上に受注企業に対し総合評価で加点するのは不公平であるとの意見があります。

雪氷対策業務や小規模業務委託は、災害等の緊急対応や公共施設の維持管理を行ううえで重要な業務であり、地域への貢献度は特に高いと考えています。

また、地域によっては雪氷対策業務等に対する入札への参加者が確保されない場合もあり、その場合には、災害や異常気象時の緊急対応が困難になることが懸念されています。

県としては、地域の安全・安心を確保するために、当面、それらの実績を引き続き評価していきます。

なお、維持管理業務を行う建設企業を安定して確保していくために、維持管理業務の作業歩掛りの見直しや、地域維持型の契約方式の導入を検討していきます。

(4) 審査・評価の透明性の確保

入札参加者からは、技術提案やヒアリングの審査・評価の過程がわかりにくいという意見があります。

このため平成22年度から、落札決定後に三重県入札情報サービスで入札参加者の評価項目ごとの加算点を公表することで透明性の確保を図っています。

また、平成23年度から、技術力要件で求める技術提案については、最大5項目とし、それぞれの提案項目ごとに評価しています。さらに、それぞれの提案項目ごとに「加点対象として評価する」、「加点対象として評価しない」、「否採用」の評価を行い、落札決定後、入札参加者に対して自社分の採用結果を、申請に応じて情報提供しています。

5 今後の方針

総合評価方式については、試行状況の検証を行い、公共工事の品質確保を図りながら、地域貢献や社会貢献を行う企業を適正に評価できるよう、これまでも見直しを行ってきました。

今後も、品確法の基本理念である「価格と品質が総合的に優れた調達」を実現するため、客観性、公正性を確保しつつ、試行状況の検証を行いながら制度の改善と適切な運用に取り組みます。

また、公共工事の品質を確保するためには、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」の育成を図ることが必要であり、「三重県建設産業活性化プラン」に掲げた取組を着実に進めてまいります。

簡易型総合評価方式 評価項目一覧【土木一式工事】

表一1

大項目	中項目	小項目	加算点			
			区分	小項目配点	項目配点	
評価項目	地域要件	本店等所在地	管内業者等	10	10	10
	企業要件	地域貢献度	雪氷対策元請実績	5,0	5	70
			小規模業務委託元請実績	5,0	5	
			公共施設美化活動実績	3,0	3	
			災害協定の評価	3,1,0	3	
		手持ち工事量	契約中の公共工事と1級技術者の数の比率	10 ~ 0	10	
		工事成績	格付けに係る平均工事成績	20 ~ 0	20	
		安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5,0	5	
		社会貢献度	次世代育成支援活動実績	3,0	3	
			男女共同参画活動実績	3,2,0	3	
			障がい者雇用実績	3,0	3	
	県内企業による施工		5,0	5		
	ISO認証取得等	ISO9000S、ISO14001、M-EMSの有無	5,3,2,1,0	5		
	技術者要件	配置予定技術者の工事実績	配置予定技術者の主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績	20,10,0	20	20
	技術力要件	技術提案(特記課題)	発注者が指定するテーマへの、施工上留意すべき課題と対策	60 ~ 0 (最大12点/項目×最大5項目)	60	100
ヒアリング		業務への取組姿勢及び応答性	40 ~ 0	40		
加算点満点					200	

簡易型総合評価方式 審査集計表

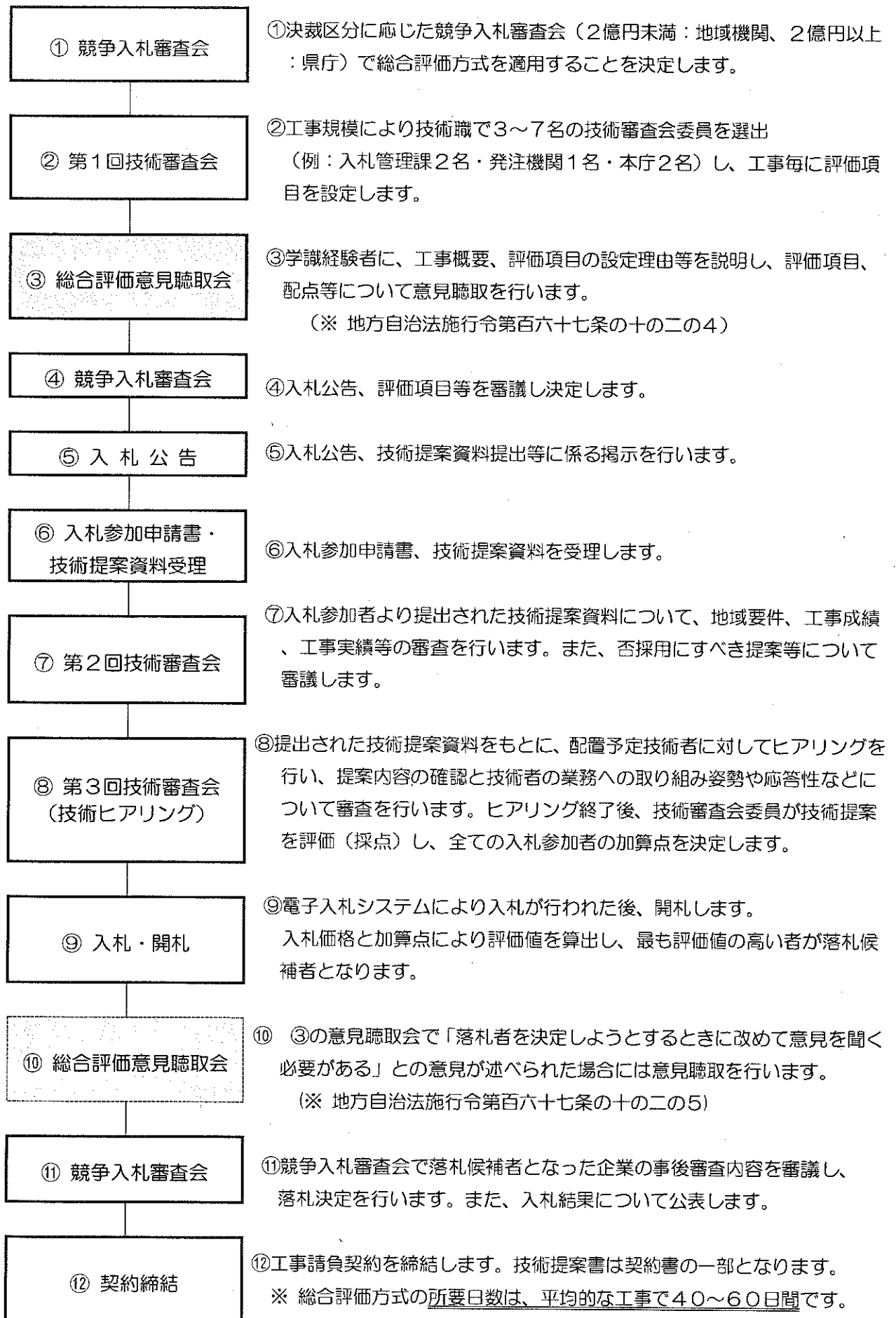
表-2

総合評価方式 (除算方式) 審査集計表

工事名:

二級水系〇〇川水系△△川国補通常砂防(2号堰堤)工事

	株式会社 ○▼×建設	××建設株式 会社	●●土木株式 会社	有限会社 ●●●建設	株式会社×● 組	×●▼建設 株式会社
応札額	90,000,000	93,000,000	82,500,000	83,500,000	83,000,000	88,000,000
順位	5位	6位	1位	3位	2位	4位
地域要件 本店・支店・営業所等所在地	10	0	0	10	10	10
---	---	---	---	---	---	---
企業要件 雪氷対策	5	0	0	5	5	5
企業要件 小規模業務委託	5	0	0	5	5	5
企業要件 公共施設美化活動	3	0	0	3	3	3
企業要件 災害協定	3	1	1	3	3	3
企業要件 手持ち工事量	5	6	10	7	6	9
企業要件 工事成績	6	13	8	9	12	14
企業要件 安全衛生管理	5	5	5	0	5	5
企業要件 次世代育成	3	3	3	3	3	3
企業要件 男女共同参画	2	0	0	0	3	0
企業要件 障がい者雇用	0	0	3	0	3	3
企業要件 県内企業による施工	5	5	5	5	5	5
企業要件 ISO認証取得	5	5	5	2	5	5
---	---	---	---	---	---	---
技術者要件 工事実績	20	20	20	10	20	20
---	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---
小計	77	58	60	62	88	90
順位	3位	6位	5位	4位	2位	1位
技術力要件 特記課題	27	45	27	24	33	45
技術力要件 -	---	---	---	---	---	---
技術力要件 -	---	---	---	---	---	---
技術力要件 ヒアリング	20	32	28	22	28	30
技術力要件 -	---	---	---	---	---	---
減点	0	0	0	0	0	0
小計	47	77	55	46	61	75
順位	5位	1位	4位	6位	3位	2位
加算点 合計	124	135	115	108	149	165
順位	4位	3位	5位	6位	2位	1位
標準点	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
標準点+加算点	1,124	1,135	1,115	1,108	1,149	1,165
評価値(×1,000,000)	12.48888	12.20430	13.51515	13.26946	13.84337	13.23863
順位	5位	6位	2位	3位	1位	4位



港湾改修工事の不適正事案について

○鳥羽港改修工事に係る調査報告書

（第2章 工事関係の調査結果について（抜粋））

（資料7（抜粋））

○鳥羽港改修工事に関する不適正事務を踏まえた

再点検・再発防止策の骨子について

鳥羽港改修工事に係る調査報告書

(第2章 工事関係の調査結果について (抜粋))

(資料7 (抜粋))

平成24年8月31日

鳥羽港改修工事に係る調査チーム

目 次

第1章	鳥羽港改修工事に係る調査について	1
1	調査目的	
2	調査期間	
3	鳥羽港改修工事の概要	
4	調査に至った経緯	
第2章	工事関係の調査結果について	5
1	調査目的	
2	調査方法	
3	調査結果	
第3章	文書の書換え等の調査結果について	19
1	調査目的	
2	調査方法	
3	調査結果	
	(別表) 書換え等の状況	
第4章	まとめ	43
1	共通する背景・要因	
2	不適正な工事手続きの背景・要因	
3	公文書の書換え等の背景・要因	
参考資料		47
1	鳥羽港改修工事に係る調査の実施体制	
2	調査チーム会合及び外部有識者会議の開催状況	

第2章 工事関係の調査結果について

1 調査目的

公文書の書換え等が行われた原因や背景を明らかにし、今回の事案の全容を解明するためには、書換え等が行われた内容が鳥羽港改修工事の「入札手続き」「工期設定」「工事進捗状況」「事故繰越手続き」に関することに集約されることから、その事実関係を明らかにする必要があると考え、調査を行った。

2 調査方法

(1) 工事の書類調査

対象工事が事故繰越を前提とした発注ではなかったのかなど、当該工事を巡る疑義について事実関係を確認するため、積算基準、工事関係図書、工事関係の打合せ簿、工事写真などの関連資料の書類調査を行った。

【内容】

- ① 事故繰越に関する事実確認等を行うため、対象工事2件の工事関係図書及び関連書類等の確認と検証を行った。
(1.5ファイルメーター) (※1)
- ② 鳥羽港改修工事の全体像を明らかにするため、平成14年度～21年度までの鳥羽港改修工事に関する工事関係図書(保存期間内のもの6件)及び関連書類等の確認と検証を行った。
(4.0ファイルメーター)

(2) 関係者からの聴取り調査

対象工事が実施された平成21年度に港湾・海岸室及び志摩建設事務所等に在職していた関係職員16名のほか、受注業者2社の4名から聴取りを実施した。なお、関係職員16名には退職職員3名を含んでいる。

【聴取り実施期間】

平成24年8月2日(木)～21日(火)

※1 ファイルメーター：書類やファイルを積み上げ、厚みを計測した量をメートル単位で表したもの(1ファイルメーター=1メートル)。

【聴取り体制】

県土整備部次長（流域整備担当）、県土整備総務課長、公共事業運営課長、入札管理課長、建設業課長をメンバーとし、うち県土整備総務課長、公共事業運営課長はすべてに立会い、少なくとも3名以上の体制で聴取りを実施。

【聴取りの内容】

- ◇ 入札手続き
- ◇ 工期設定
- ◇ 工事進捗状況
- ◇ 事故繰越手続き

3 調査結果

（1）入札手続き

工事の書類調査を進めたところ、

- ① 入札参加者がなく不調となった第1回の入札後、入札参加条件を満たしていた業者から入札に参加しなかった理由等についてヒアリングを行っていること
- ② 第1回と第2回の公告では入札参加条件が異なっていること
- ③ 第2回の公告では入札参加業者が1社であること
- ④ 落札率が99%を超えていること
- ⑤ 第1回と第2回の公告における積算内容を調査したところ、ハイブリッドケーソンの製作ヤードを、落札業者である日立造船株式会社中部支社（以下、「日立造船」という。）のヤード（堺泉北港）に変更していること

が明らかになったため、次の3点について調査を行った。

【調査事項】

- ① 第2回の公告において、入札参加が日立造船1社のみの前提になっていなかったか。
- ② 日立造船にとって有利な落札となったのではないか。
- ③ 製作ヤードを（引本港から堺泉北港に）変更したのは、日立造船が落札しやすい環境をつくるためではないか。

【調査結果】

- ① 県が、第1回の入札不調後に実施した業者へのヒアリングは入札参加資格を満たしていた7社を対象としている。その目的は入札参加条件であるハイブリッドケーソンの施工実績がある業者が、第1回の入札に参

加しなかった理由を把握することにより、第2回の入札が不調にならないよう入札参加条件を検討するためのものであった。

第2回の公告において設定された入札参加条件としては、県として求める施工実績を専門的な技術の必要なハイブリッドケーソンから一般的な海洋土木工事に変更するなど、より多くの業者（7社→23社）の入札参加が可能となる条件となっていた。

したがって、日立造船1社のみが入札参加が前提になっていたものではなかった。

- ② 県の入札は予定価格を事前に公表しており、今回のような一般競争入札では、入札した業者数も開札までわからないものである。

日立造船が落札した工事は工期の厳しい工事であったため、コストが高く、利益の出しにくい工事であり、工期内での完成にリスクがあったことから、公表されている予定価格に近い価格で応札となったと考えられる。

したがって、日立造船にとって有利な落札ではなかった。

- ③ 第1回の公告において積算上の製作ヤードとしていた引本港では、入札不調後、作業員や機械の手配等が困難であることがわかった。そこで、第2回公告に向けて、作業員や機械の手配等が容易な製作ヤードの中から、ハイブリッドケーソンの製作時期における空き状況を確認し、ハイブリッドケーソンを運ぶ際の安全性を考慮した上で、鳥羽港に一番近い製作ヤードとして堺泉北港に変更した。これは通常の積算方法である。なお、この港は予定価格算定のために設定した港であり、落札業者が利用する港を指定するものではない。

したがって、製作ヤードの変更は、日立造船が落札しやすい環境をつくるためのものではなかった。

(参考)

- ◇ 入札方法：条件付一般競争入札
- ◇ 落札方式：総合評価方式
- ◇ 落札日：平成21年9月9日
- ◇ 予定価格：197,733,900円（税込み）
- ◇ 落札価格：197,715,000円（税込み）
- ◇ 落札者：日立造船株式会社中部支社

※条件付一般競争入札とは、事業所の所在地や施工実績等の入札参加の資格要件を設定して広く参加者を募る入札方法。

【書類調査・聴取り調査での確認内容】

調査事項	確認内容
①②	<p>【書類調査での確認結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部内のサーバーに保存されていた資料から、第1回の入札不調後に行われたヒアリングは、7社から行っていたことが確認できた。(資料2) ○ 事故繰越の資料や部内のサーバーに保存されていた競争入札審査会の資料から、第2回の公告では入札参加条件を海洋土木工事の実績を有する鋼構造物製造業者としており、この条件の変更により、入札参加が可能な業者は、7社から23社となったことが確認できた。(資料3) <p>【聴取り調査での証言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (関係職員) 第1回の入札不調後、業者にヒアリングを行った理由は、第1回の公告において入札参加者がなかったため、不参加の理由を把握し、第2回の入札が不調にならないよう検討するための情報収集であった。 ○ (受注業者) 当社の戦略として三重県での実績が欲しかったので工期にリスクはあるが入札に参加した。工期的にも採算面でも厳しかったが、何とか予定価格の範囲内で可能と判断した。予定価格が事前公表されていなかったら、入札は不調になっていたと思う。 ○ (受注業者) 当社はハイブリッドケーソンの施工実績があり、入札参加条件の変更は特に気にしていなかった。
③	<p>【書類調査での確認結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部内のサーバーに保存されていた資料から、第2回の公告における製作ヤードについて、管内→伊勢湾内→県内→県外の順に検討したことが確認できた。また、業者からのヒアリング資料から、ハイブリッドケーソンの製作期間において、利用できる可能性があり、かつ鳥羽港にもっとも近いヤードが堺泉北港であったことが確認できた。(資料2) <p>【聴取り調査での証言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (関係職員) 製作ヤードの変更については、第1回の公告では、積算上の製作ヤードを引本港としていたが、作業員や機械の手配等が困難であることが入札不調後にわかった。このため、第2回

の公告では、設備の整った製作ヤードの中から、積算上の製作ヤードを選定した。

(2) 工期設定

工事の書類調査を進めたところ、

- ① 第1回の入札不調後のヒアリングにおいて、全ての業者から工期が厳しいとの回答があること
- ② 日立造船が「年度内完成は絶対に不可能ではあるが、当初設計の段階から年度を跨ぐ工期設定をおこなうのが無理で年度内工期となることを理解した」との記述が書換え前であると思われる打合わせ記録にあること
- ③ 第2回の発注前に中部地方整備局と事故繰越に関する協議を行っていること

が明らかになったため、次の2点について調査を行った。

【調査事項】

- ① 第2回の公告において、実行不可能な工期設定になっていなかったか。
- ② 事故繰越を前提とし、工期延長が契約条件になっていなかったか。

【調査結果】

- ① 第2回の公告における工期が198日間となっていたため、再度作業期間を算出した結果、最短で184日間と算定でき、工期設定は適切に算出されていた。しかし、この184日間というのは、鋼材調達や船舶の準備、海象条件（波浪、風等）等、すべての条件が整った場合に可能な工期であるため、198日間も厳しい工期であったと言える。

したがって、実行不可能な工期設定にはなっていないが、厳しい工期設定であった。

- ② 事故繰越は自然災害など避けがたい事故の場合に国に協議し承認を得るものであるが、承認を得ることは大変難しく、県の判断で行えるものではないことは職員も十分認識している。また、契約後、年度内完成ができなかった場合に備え、事故繰越以外の処理方法を関係室と協議している。

したがって、事故繰越を前提に契約をしていたわけではない。しかし、工期延長については、契約条件にはなっていないものの、港湾・海岸室、志摩建設事務所の関係職員及び受注業者はその必要性について認識していたと考えられる。

【書類調査・聴取り調査での確認内容】

調査事項	確認内容
①	<p>【書類調査での確認結果】</p> <p>○ 工事台帳により、第2回の公告における発注工期は198日間であった。これに対して、今回の調査で他の同種工事の工期、積算基準にある作業効率（平均作業日数）及び今回工事の施工実績を参考に作業期間を算出した結果、最短では184日間の工期とすることができた。（資料4、資料5）</p> <p>【聴取り調査での証言内容】</p> <p>○ （関係職員）厳しい工期であると認識していたが、中部地方整備局から6か月で完成した事例があることを聞いていたので、この工期で契約できれば受注者の努力により、年度内に完成できると思っていた。</p> <p>○ （受注業者）（平成22年）3月末までに完成させる認識で契約したが、当社にとっての最適工期ではないため、その事実関係を説明し、当社が適切と考える工程を提案し、初回の打合せで協議した。この際の工事打合簿（※2）が県に受理されたことから、（平成22年）5月末までの工期が認められたと判断して、5月末を目標とする実施工程を組んだ。あくまで協議であるので、理解いただけない場合は、3月末の契約工期をもって工事を完成させなければならないと思っていた。</p> <p>※2 工事打合簿：工事を施工するにあたって、発注者と受注者が承諾、指示、協議等のやりとりを行う際に作成する書面。</p>
②	<p>【書類調査での確認結果】</p> <p>○ 部内のサーバーに保存されていた資料から、平成22年3月1日に経営支援室などと打切り精算（※3）した場合の課題について協議を行っていたことが確認できた。（資料6）</p> <p>※3 打切り精算：契約内容の内、完成している部分について支払いを行い、工事契約を打ち切ること。国補事業の場合は補助金の返還が生じる。</p> <p>○ 日立造船との契約（平成21年9月14日）後、第1回打合わせ（平成21年9月28日）において、日立造船から提案のあった工期延長の協議（完成が平成22年6月末となる）に対して、</p>

志摩建設事務所がその工期延長を認める内容で工事打合簿(H21.10.13)を決裁していたことが確認できた。(資料7)

【聴取り調査での証言内容】

○ (関係職員) 日立造船と工期延長の約束はしていない。予算措置がないこと、事故繰越の難しさから、そのような約束ができるはずがない。

一方、志摩建設事務所の担当者から、日立造船と工期延長の約束があったと感じられる連絡があったとの証言もある。

○ (受注業者) 県から、1者入札となる可能性が高いとか、予定価格に近い入札額でも大丈夫との情報は受けていないし、工期延長の約束もない。契約工期が(平成22年)3月末であることを認識しており、リスクはあるが、最短で3月末でやりきれるとの判断のもと入札し、契約した。2回目の公告から技術提案書提出までの間に、志摩建設事務所とのやりとりはなかった。

(3) 工事進捗状況

工事の書類調査を進めたところ、

① 日立造船が「年度内完成は絶対に不可能ではあるが、当初設計の段階から年度を跨ぐ工期設定をおこなうのが無理で年度内工期となることを理解した」との記述が書換え前であると思われる打合わせ記録にあること

② 平成21年9月28日に日立造船から工期延長の申し入れがあり、提出された工程表では、ハイブリッドケーソン製作工事におけるコンクリート打設の予定時期が平成22年4月になっていること

③ 事故繰越の資料では、ハイブリッドケーソン製作工事は年度内に竣工することとなっていること

が明らかになり、ハイブリッドケーソンの完成時期に疑義が生じたため、次の点について調査を行った。

【調査事項】

ハイブリッドケーソン製作工事の出来高部分検査について、適正に行われていたか。

【調査結果】

工事進捗状況(H22.2.20~3.30)について調査したところ、ハイブリッ

ドケーソン製作工事の一部であるバラストコンクリートの打設状況の写真が、出来高部分検査日（平成 22 年 3 月 30 日）以降の平成 22 年 4 月 1 日の撮影日となっているなど、出来高部分検査に関する資料と工事状況資料（写真）に不整合があり、工事の一部が未竣工であることが判明した。

また、事故繰越の資料では、ハイブリッドケーソン製作工事は年度内に竣工するとしていたため、この工事の一部が未竣工であるにもかかわらず、当初検査員として予定されていた職員から、港湾・海岸室職員に検査員が変更された上で、その工事の出来高が認定された。

したがって、ハイブリッドケーソン製作工事の出来高部分検査については、適正に行われていなかった。

【書類調査・聴取り調査での確認内容】

調査事項	確認内容
	<p>【書類調査での確認結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出来高部分検査において、打設状況の写真データ等の撮影日は全面バラスト（※4）が平成 22 年 4 月 1 日であるとともに、ブロックバラスト（※5）については平成 22 年 3 月 30 日の検査写真に養生中と思われるものが写っており、出来高部分検査時点で未竣工であったことが確認できた。（資料 8） ○ 平成 21 年度の年度末検査執行計画箇所調書によれば、志摩建設事務所における発注工事等の検査担当は入札管理室が務める予定であったが、港湾・海岸室職員に検査員を変更していることが確認できた。（資料 9） ○ 出来高部分検査の準備に際して必要な工事打合簿や日立造船からの検査要求書に添付されるべき工事出来高内訳書がないことが確認できた。 <p>※4 全面バラスト:ケーソンの安定を保つためにケーソンの底の全面に打設された重りの役割を持つコンクリート。</p> <p>※5 ブロックバラスト:ケーソンの安定を保つためにケーソンの内部に設置される重りの役割を持つ直方体のコンクリート。</p> <p>【聴取り調査での証言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （関係職員）（平成 21）年度内にケーソンを完成させるため、4 層目、5 層目に早強コンクリートを使用するなど、日立造船には最大限努力してもらったが、バラストコンクリートがどうしても間に合わなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ （関係職員）志摩建設事務所の担当者から、バラストコンクリートの打設が（平成 21）年度末の出来高検査には間に合わないとの連絡があり、検査を港湾・海岸室担当者で行うこととした。 ○ （受注業者）平成 22 年 3 月 30 日の出来高検査までにバラストコンクリートの施工完了は困難である旨を事前に連絡しており、バラストコンクリートが出来高に含まれているとの認識はなかった。
--	--

（4）事故繰越手続き

事故繰越に関する打合わせ記録について書換え等が行われていたため、次の3点について調査を行った。なお、事故繰越の理由（事故繰越の資料に記載された理由を要約したもの）は次のとおりである。

<事故繰越の理由>

- チリ中部大地震に伴う津波（平成 22 年 2 月 28 日）により、鳥羽港においても最大 60 センチを超える津波が観測された。
 - この津波の影響により、基礎捨石工の一部が変動していることが判明し、現地点検及び基礎捨石工の修復作業に日数を要することとなった。
 - 狭い鳥羽港内においては、ハイブリッドケーソンを仮置きすると基礎捨石の投入作業を行うことができず、当初予定していた場所へのハイブリッドケーソンの仮置きが平成 22 年 3 月末までに行うことができなくなった。
 - また、仮置き場所への設置が遅れることにより、ハイブリッドケーソンの据付工事も平成 22 年 3 月末までに完成することが見込めなくなった。
- 以上から、やむを得ず事故繰越に至った。

【調査事項】

- ① チリ地震に伴う津波による既設基礎捨石の変動は事実だったのか。
- ② 事故繰越の資料に虚偽はなかったか。また、その虚偽に関して業者が関わっていなかったか。
- ③ 平成 22 年 2 月 10 日に中部地方整備局と事故繰越の理由として事前協議を行った起重機船の故障は事実だったのか。

【調査結果】

- ① 水中写真を調査したところ、既設基礎捨石が平滑な状況になかったことは確認できたが、変動量や原因を確認することはできなかった。

したがって、既設基礎捨石の変動は事実であったが、チリ中部大地震に伴う津波が原因であるかどうかは確認できなかった。

- ② 事故繰越の手続きにおいて、事故繰越の妥当性を説明するため、他の時期や目的に撮影した写真を使用するなど、虚偽の資料を作成していた。また、志摩建設事務所の担当職員は虚偽の資料を作成するため、受注業者に対しても資料作成を依頼しており、受注業者もそれに応じているが使用目的は知らされていなかった。

なお、チリ中部大地震に伴う津波による既設基礎捨石の変動の有無にかかわらず、最終的に平成21年度内にハイブリッドケーソンの製作、進水と仮置きを完成することは不可能であった。

- ③ 起重機船の故障については、事実ではなく、虚偽の工事打合簿を作成していた。

【書類調査・聴取り調査での確認内容】

調査事項	確認内容
①	<p>【書類調査での確認結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部内のサーバーに保存されていた写真データ、写真方向の図面、写真帳により、平成22年3月3日に既設基礎捨石及び仮置きマウンドの水中写真を撮影しており、既設基礎捨石が飛散している状況はわかるが、どの部分を撮影しているかは確認できなかった。(資料10) ○ 事故繰越の資料から、既設基礎捨石の50cmの変動を説明する写真及び横断図を確認したが、変動が事実であることの確認はできなかった。また、資料から変動の原因は特定できなかった。(資料11) <p>【聴取り調査での証言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (関係職員) 志摩建設事務所から宮崎建設工業株式会社(以下、「宮崎建設工業」という。)へ、基礎捨石の調査を行うよう指示し、宮崎建設工業は、平成22年3月3日に水中写真を撮影した。 ○ (関係職員) 基礎捨石の変動について、チリ津波直前の状況を把握していないため、チリ津波が原因かどうかはわからない。 ○ (関係職員) 規模や程度はわずかであるが、基礎捨石が変動(飛散)していた。

- (受注業者) 平成 22 年 3 月 3 日に潜水調査を実施した。どの程度の変動量かは記憶があいまいだが、捨石がばらばらになっていたとの認識である。いろいろな影響が重なっていると思うが、チリ津波が原因の一つであることは否定できないと思う。

②

【書類調査での確認結果】

- 部内のサーバーに保存されていた資料で、平成 22 年 2 月 23 日撮影とある被災前の既設基礎捨石の高さ確認状況写真は、被災後の平成 22 年 3 月 3 日に撮影した写真であることを確認した。(資料 1 1)
- 部内のサーバーに保存されていた資料で、平成 22 年 3 月 3 日に被災後の既設基礎捨石の状況を撮影したとする写真は、平成 22 年 3 月 18 日の捨石投入時に撮影した写真であることを確認した。(資料 1 2)
- 宮崎建設工業が、既設基礎捨石の被災前測量、被災後測量及び水中写真撮影を行っているが、虚偽の事故繰越の資料作成という目的を承知していたかについては確認できなかった。

【聴取り調査での証言内容】

- (関係職員) 被災前後の写真や横断図は事故繰越の説明をしやすいように、被災状況を誇張したり、時期の異なる写真を流用したりして作成した箇所がある。
- (受注業者) 平成 22 年 3 月 3 日に測量状況写真の手伝いをしたが、写真をどのように使うかは知らされていない。
- (受注業者) 平成 22 年 3 月 17 日、18 日に撮影した捨石の水中写真は、当社が撮影したものと思うが、何に使うか分からずに撮ってデータだけを渡したのではないかと思う。
- (関係職員) 捨石が動いていることは確認したので、港湾・海岸室と協議のうえ、事故繰越の説明として 5 日程度は補修に要することとした。この内容に沿った工事打合簿を作成し、宮崎建設工業の現場代理人に押印を依頼した。
- (受注業者) 平成 22 年 3 月 4 日と 3 月 12 日の工事打合簿は、志摩建設事務所から頼まれて現場代理人が押印したものだと思う。
- (関係職員) 事故繰越の資料として、平成 22 年 3 月に備船を手配していたことを説明するための資料(発注内示書)の作成を日立造船の現場代理人に依頼した。

- (受注業者) 発注内示書は、平成 22 年 3 月初め頃、志摩建設事務所の依頼を受けて現場代理人が作成し、社印を押印した原本を志摩建設事務所に提出した。この使用目的は聞かされていなかったが、工程調整上(工期延長)の手続きに必要なものと思っていた。
- (関係職員) チリ津波と直接関係ないケーソン製作工事を、事故線越と認めてもらうためには、ケーソン本体の製作が(平成 22 年)3 月中旬には完成し、進水を待っている状態まで工程を進める必要があったが、現実にはそこまでできていなかった。

③

【書類調査での確認結果】

- 部内のサーバーに保存されていた日立造船から提出されたと思われる工事打合簿(平成 22 年 1 月 18 日)には、平成 22 年 1 月 16 日に傭船を予定していた起重機船が故障し、修理・点検整備に約 1 か月を要すると記述されていることが確認できた。

(資料 1 3)

- 関東地方整備局東京港湾事務所のホームページにおいて、平成 22 年 1 月 22 日に当該起重機船が東京ゲートブリッジの桁架設に使用されていたことが確認できた。(資料 1 4)

【聴取り調査での証言内容】

- (関係職員) 起重機船の故障は事実ではないが、事前協議の手持ち資料として、日立造船に工事打合簿の作成を依頼した。
- (受注業者) 工事打合簿は、日立造船で作成したものではなく、県から、工程調整上(工期延長)に必要な資料なので協力するよう依頼を受けたものであるが、決裁の終わった工事打合簿としては返却されていない。

(5) 職員の関与の状況

①不適正な出来高部分検査

(内容)

事故繰越の資料では、ハイブリッドケーソン製作工事は年度内に竣工するとしていたため、この工事の一部が未竣工であるにもかかわらず、当初検査員として予定されていた職員から、港湾・海岸室職員に検査員を変更した上で、その工事の出来高を認定していた。

(職員の関与の状況)

[港湾・海岸室]

- 検査員として出来高認定を行ったのは、当時の港湾・海岸室の担当職員である。この職員は平成22年3月30日に予定されていたケーソン製作工事の出来高部分検査に際して、志摩建設事務所の担当職員から、検査までに検査対象であるバラストコンクリートの打設が間に合わない旨の連絡を受け、すでに決定されていた検査員に代わり検査を行うこととした。
- この検査に関しては、当初は入札管理室の職員が検査員になることが予定されていたが、この職員には「検査がなくなった」旨の連絡がされていた。なお、誰が連絡したかは明らかにできなかった。
- 港湾・海岸室長、副室長はこの担当職員が検査員となり出来高部分検査を行うことについて承知しており、事故繰越の資料では、ハイブリッドケーソン製作工事は年度内に竣工するとしていたため、未竣工であったとしても事故繰越の承認を得るためには、出来高を認定せざるを得ない状況にあったことも認識していた。

[志摩建設事務所]

- 志摩建設事務所については、港湾・海岸室の担当職員が検査を実施することは検査要求書の決裁が所長まで得られており、所長等の管理職員も承知していた。また、この工事の担当職員2名は工事の一部に未竣工があるにもかかわらず、出来高が認定されたことを承知していた。

※工事検査について

県の施工する工事の検査は通常は「工事検査担当」として配置されている検査監が行うが、年度末の検査が集中する時期には臨時検査員が任命され、工事検査総括監(当時の総括検査監)の命令に基づき、検査を実施する。また、担当の臨時検査員を別の臨時検査員に変更する場合は、本庁各課と各事務所に置かれる調整員が調整し、工事検査総括監が確認するものではないため、変更は容易にできる。

②虚偽の事故繰越資料の作成

(内容)

事故繰越の手続きにおいて、事故繰越の妥当性を説明するため、他の時期や目的に撮影した写真を使用するなど、虚偽の資料を作成していた。また、虚偽の資料を作成するため、受注業者に対しても資料作成を依頼していた。

(職員の関与の状況)

[港湾・海岸室]

- 鳥羽港改修工事を完成させるために、チリ中部大地震に伴う津波を理由に国に事故繰越を認めてもらえるよう努力をすることが、当時の部長をはじめとする県土整備部の方針であった。
- この方針を踏まえ、港湾・海岸室長をはじめ副室長以下グループの担当職員がその方針に沿った結果をめざして、事故繰越の理由について明確に説明できるよう、被災前と被災後の写真の準備等、事故繰越に関する虚偽の資料を作成した。

[志摩建設事務所]

- 志摩建設事務所においては、港湾・海岸室からの指示を受け、担当課長以下3名の職員が写真等の資料を準備した。また、虚偽の資料を作成するため、使用目的を知らせず受注業者にも資料作成を依頼した。
- なお、所長、副所長、担当室長については、津波を理由に事故繰越を認めてもらえるよう準備をしていることは承知していたが、具体的にどのような作業が行われているかまでは承知していなかった。

鳥羽港改修工事にかかる平成21年度の組織体制

